

○厚木愛甲環境施設組合管理者の職務を代理する順序を定める規則 (平成16年4月1日規則第3号)

改正 平成19年4月1日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木愛甲環境施設組合規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定により、管理者の職務を代理する順序について必要な事項を定めるものとする。

(職務を代理する順序)

第2条 規約第10条第3項の規定により管理者の職務を代理する副管理者の順序は、愛川町長、清川村長、厚木市副市長の順序とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。